

## 【ドイツ】連邦国防軍のための調達迅速化に関する法律

海外立法情報課 山岡 規雄

\* 連邦国防軍の強化を早期に進めるため、調達手続の簡略化等を通じて、連邦国防軍に係る調達を迅速化することを目的とする法律が制定された。

### 1 法律制定の背景

ロシアのウクライナ侵攻は、ドイツにとっても衝撃的な事件であり、ドイツは、安全保障戦略の練り直しを迫られることとなった。欧州における安全がもはや自明でないという事態を受け、連邦国防軍の出動能力 (Einsatzfähigkeit) を早急に高める必要が生じ、2022年6月に、ドイツ連邦議会は、基本法 (憲法に相当) を改正し、防衛力強化のための特別財産の創設を認めた<sup>1</sup>。これにより、連邦国防軍は、約500億ユーロ<sup>2</sup>に上る年間の通常予算に加え、最大で1000億ユーロとされる特別財産からの拠出金を数年間で執行することとなった<sup>3</sup>。しかし、通常の調達手続に基づいて、こうした多額の予算を執行した場合、連邦国防軍の早期の軍備強化という目標を達成することが困難であると予想されたため、時期を限って、連邦国防軍に関する調達手続に特例を設けること等を目的とする法律案が、2022年6月21日に連邦議会に提出され、同年7月7日に連邦議会で可決された。連邦参議院が同法律案に対し異議を申し立てなかったため、法律として成立し、同月18日に公布され、その翌日に施行された (以下この法律を「調達特例法」という。) <sup>4</sup>。

### 2 法律の主な内容

#### (1) 適用対象・有効期限

調達特例法の適用対象は、その対価が競争制限禁止法<sup>5</sup>第106条第2項第3号に規定する閾値 (いきち) 以上となる公的な委託 (委託元は連邦国防省、連邦の国営企業 (Bundeseigene Gesellschaften)、一定の要件を満たす州の機関等) であって、連邦国防軍の出動能力の強化を直接的な目的とする軍事的装備の納入又はこれらに直接的に関連する建築・営繕サービスを内容とするものである (第2条) <sup>6</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年9月7日である。

<sup>1</sup> 山岡規雄「【ドイツ】防衛費増額のための基本法改正」『外国の立法』No.292-2, 2022.8, p.36. <[https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_12312722\\_po\\_02920213.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12312722_po_02920213.pdf?contentNo=1)>

<sup>2</sup> 1ユーロは139.74円 (令和4年9月分報告省令レート)。

<sup>3</sup> ドイツの著名なニュース週刊誌である *Der Spiegel* は、2023年から2026年までの4年間で1000億ユーロを執行したとしても、GDP比2%以上の防衛費という北大西洋条約機構が設定する目標は、2027年においても達成困難であると図を用いて解説している。„Mit der Schuldenbremse gegen Putin,“ *Der Spiegel*, 2022.5.28, S.31. なお、後述のとおり、今回制定された法律の有効期限は2026年末までである。ドイツ政府の公式の資料で、特別財産に基づく資金を何年以内に執行する予定であるかを示すものは見当たらなかったが、2026年が一応の目途であることが推測される。なお、法律案提出の段階では、法律の有効期限は2025年末であったが、委員会における修正で1年延長された。

<sup>4</sup> Gesetz zur Beschleunigung von Beschaffungsmaßnahmen für die Bundeswehr (Bundeswehrbeschaffungsbeschleunigungsgesetz – BwBBG) vom 11. Juli 2022

<sup>5</sup> Gesetz gegen Wettbewerbsbeschränkungen in der Fassung der Bekanntmachung vom 26. Juni 2013 (BGBl. I S. 1750, 3245)

<sup>6</sup> ただし、(3) で後述するとおり、第4条第2項は、これよりも広い範囲の委託を対象としている。

調達特例法は、2026年12月31日に失効する（第9条）。

## (2) 調達手続の特例

調達特例法の対象となる委託に関する主な特例は、次のとおりである。

政府調達、経済上又は技術上の理由がある場合を除き、一定の規模で、種類・分野によって別々の単位で行うことが原則であるが、これらの理由に加え、時間的な理由により例外的に複数の単位を一括して調達することが可能とされた（第3条第1項）。調達手続への参加者については平等に取り扱うことが原則であるが、他の欧州連合加盟国とともに実施される協力計画の枠組内での委託に関しては、欧州連合加盟国に定住する者に参入を限定することが可能とされた（第4条第1項）。その他、公的な委託の利害関係者であって、競争制限禁止法に規定する要件を委託元が遵守しなかったことにより権利を侵害されたと主張するものが委託発注審査部（Vergabekammer）に審査を請求する際の手続及び同審査部の決定に対する即時抗告手続<sup>7</sup>を簡略化する特例が設けられた（第5条及び第6条）。

## (3) 欧州連合加盟国との協力計画に関する特例

他の欧州連合加盟国とともに実施される協力計画の枠組内で行われる防衛・安全保障関連の公的な委託に関しては、第2条に規定する案件（前述（1）のとおり価額や委託元等による限定が付されている。）に限られず<sup>8</sup>、全ての案件について、複数単位の一括調達に関する特例や競争制限禁止法第107条第2項に規定する特例（「ドイツ連邦共和国の重要な安全保障上の利益」を理由とする同法の規制（第97条から第184条まで）の免除に関する規定）の適用などが認められることとなった（第4条第2項）。

## (4) 安全保障に配慮した調達手続

第7条第2項及び第5項では、欧州連合、欧州経済地域その他の「政府調達に関する協定」<sup>9</sup>締約国以外の国に定住する者であって、ドイツ連邦共和国の安全保障上の利益の保護を保障しないものについては、委託から排除することができることが規定された。

その他、法律案の目的を説明した資料では、気候変動対策の観点から、防衛・安全保障の分野においても環境に配慮した調達手続を促進するべきであることが指摘されているが<sup>10</sup>、法律の条文には、これに関連する規定は特に見当たらない。

## 3 附帯決議

連邦議会における附帯決議（*EntschlieÙung*）<sup>11</sup>においては、技術の進歩に合わせ、ソフトウェアなどの無体物を含めるなど、軍事的装備の概念を広く捉える必要性が指摘されたほか、同法の目標の達成度、同法による競争への影響、国内への委託件数と欧州への委託件数の比率等に関する報告書の提出が連邦政府に要請された<sup>12</sup>。

<sup>7</sup> 委託発注審査部の審査手続及び同審査部の決定に対する即時抗告手続については、次を参照。米丸恒治訳「公共委託発注のための法根拠改正法（ドイツ）—公共調達法制の競争制限禁止法への組み込みと裁判的統制の展開—」『立命館法學』262号、1999.3、pp.1283-1297。

<sup>8</sup> BT-Drs. 20/2353, S.19. <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/023/2002353.pdf>>

<sup>9</sup> 我が国も批准している条約である（平成7年条約第23号）。

<sup>10</sup> *op.cit.*(8), S.2.

<sup>11</sup> BT-Drs. 20/2644, S.3-4. <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/026/2002644.pdf>>

<sup>12</sup> なお、次の新聞記事は、調達に関する汚職対策において連邦防衛省が遅れをとっている点を指摘した連邦会計検査院の報告書を紹介するなど、委託制度の改革の必要性についても言及している。„Ampel will Beschaffungen bei Bundeswehrbeschleunigen,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2022.5.21.